

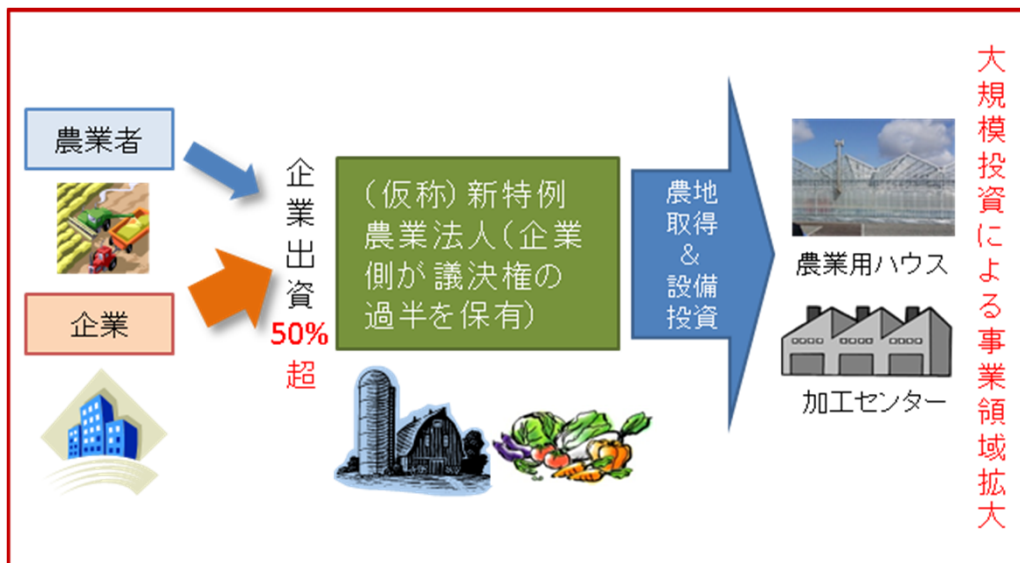
1 農地所有適格法人の現状及び課題

○現在、農地法により農地を所有できる農地所有適格法人の企業の議決権は1/2未満に制限されている(根拠法令:農地法第2条第3項第2号)。

○上記により、同法人は企業の資金力を活用した資本増強が困難で、農地所有など新たな事業活動の展開の制約となっている。

2 本特例措置の趣旨及び目的

○農地所有適格法人の経営拡大策の一つとして、同法人の議決権を緩和。企業の有する議決権の合計を総株主の議決権の過半まで拡大した「(仮称)新特例農業法人」への移行を認め、農地所有など新たな事業活動の展開を後押しするもの。



【参考】新潟市において特例を活用し参入した特例農業法人(9社)

特例農業法人名称	経営面積	企業議決権	主な栽培品目
(株)ローソンファーム新潟	12.9ha	15%	水稻(主食用米)、ネギ
(株)ars-dining	2.4ha	0%	路地野菜(枝豆等)
(株)セブンファーム新潟市	1.1ha	25%	露地野菜(ダイコン等)
(株)たくみファーム	1.8ha	49%	施設園芸(ミニトマト)
(株)NKファーム新潟	14.2ha	15%	小麦、水稻(輸出用米)
(株)ピアファーム	2.1ha	25%	牧草
(株)グリーンズグリーン	0.7ha	25%	苔
(株)JR新潟ファーム	2.0ha	25%	水稻(酒造好適米)
(株)ひらせいファーム	1.3ha	25%	露地野菜、野菜苗
計9社	38.5ha		

※新潟市における農業の現状(担い手数、耕作放棄地)を踏まえ、企業による農地所有を解禁するものではなく、農地法で規定する農地所有適格法人の議決権要件の緩和により、「(仮称)新特例農業法人」に限り認めるもの。